

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	2月10日	4月22日	宅建業者間における重要事項説明義務の軽減	<p>【先の回答に対する再提案】</p> <p>宅地建物取引業法35条による「重要事項の説明等」の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとするべきである。</p> <p>重要事項説明においては書面交付に加えて口頭による説明が義務づけられているが、宅建業者が買主または借主となる取引については、少なくとも、買主または借主の承諾がある場合には、口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>宅建業者が買主等となる場合には、口頭の説明までは受けなくても、重要事項説明書があれば「重要事項を十分理解」することが可能であり、買主の保護は図られる（仮に口頭による補足が必要であれば、そもそもそのような書面は重要事項説明書としては不備があるということになる）。</p> <p>また、「紛争の未然防止等による取引の公正を図る」という目的を達成するための手段としては、書面という形での記録を残すことこそがもっとも効果的である。</p> <p>以上より、宅建業者が買主等となる取引についても口頭による重要事項説明を要するとする現在の規定は、目的に対して過度な規制を課するものであると考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
2	4月16日	4月30日	公開買付説明書の簡潔化	<p>目論見書と比べ、公開買付説明書の記載内容はあまりに読みづらい。</p> <p>記載内容を重要な情報に限定して簡潔にするべきである。</p>	個人	金融庁
3	4月17日	4月30日	車検制度	<p>車検を廃止してもらいたい。</p>	個人	国土交通省